



消費者庁イラスト集より

全国の百貨店で利用できる商品券を2万円分持っていましたが、発行した百貨店が倒産してしまいました。

この商品券はどうなるのでしょうか？

百貨店が倒産！

商品券はどうなるの？



ここが重要ベニ！！

- 商品券の発行者が破産すると、その商品券は使用できなくなりますが、商品券の発行者が資金決済法に基づき発行保証金の供託を行っている場合は、発行保証金より還付を受けることができます。
- 還付手続きには、60日以上申出期間が設けられますので、この期間内に申し出るようにしましょう。手続きの詳細は財務局のホームページ等で告知されます。なお、還付の申出には商品券の現物が必要です。大切に保管しておきましょう。
- 商品券やカタログギフト、プリペイドカード等の前払式決済手段は、原則として払い戻しができません。また、有効期限があるものは、期限を過ぎると使用できなくなります。
- 還付手続きをしても全額が戻ってくる保証はありません。商品券等は早めにご利用することをお勧めします。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや
又は 消費者ホットライン **188**